

都区財政調整制度のあらまし

1 都区財政調整制度の意義

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがあります。これは、高度に人口が集中する大都市地域における行政を、広域自治体である都と基礎自治体である複数の特別区の特別な分担関係で処理する都区制度に対応した財政上の特別な制度です。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務（上下水道、消防等）を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要があります。

また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要があります。

このため、通常基礎自治体の財源とされる税の一部を都が都税として徴収し、都区の協議により、都区間及び特別区間の財政調整を行っており、この仕組みを都区財政調整制度といいます。

平成12年に施行された都区制度改革^(注1)によって、従来政令に委ねられていた都区財政調整制度は、地方交付税と並ぶ法律上の財源保障制度として特別区の財政自主権を支えるものとなりました。

この制度は、地方交付税において都区が合算で算定されている代わりに、特別区全体及び個々の特別区の財源保障を行う役割を果たしているものでもあります。

(注1) 都区制度改革：平成12年4月、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自立性を強化した改革。その結果、都は広域自治体として、特別区は基礎的自治体として法に明記され、都区間の役割分担及び財源配分の原則が定められた。

2 都区財政調整の目的

都区財政調整の目的は、①都と特別区間の財源の均衡化を図ること、また、②特別区相互間の財源の均衡化を図ること、さらに、③特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにあります。

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付しています。(自治法第282条第1項)

3 特別区財政調整交付金の性格

自治法第282条第2項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税（この三税を「調整税」という）の収入額と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金^(注2)の合算額の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めています。

このことは、都と区の事務配分に応じて、調整税の収入額の一定割合を特別区の「固有財源」として保障するものです。都区制度改革により、法に明記されたことでその性格が一層明確になりました。

この特別区財政調整交付金は、特別区の一般財源であり、その用途は各区の自主的な判断に任されており、国や都がその用途を制限したり、条件をつけることはできません。

(注2) 令和3年度から令和8年度までの間、財政調整交付金の財源となる。

4 都区間の協議

都区財政調整は、都税として徴収される三税と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金を原資として、東京都の条例に基づき、特別区への配分割合と算定方法が定

められ、都の予算に計上されて、特別区に交付されます。都が条例を定めるに当たっては、都区協議会^(注3)という法定の協議組織の意見を聴く必要があり、そのための事前協議の組織として、都区財政調整協議会を設けて毎年度都区間で協議を行っています。

都区協議会は、都知事をはじめとする都の理事者と、特別区の区長の代表者で構成されており、また都区財政調整協議会は、都の行政部長をはじめとする理事者と、特別区の副区長の代表者等で構成されています。なお、都区財政調整協議会の下に、実務的な検討を行う幹事会が設けられています。

東京都は、この協議での合意を受けて、条例改正、予算措置を行って、条例に基づく一定の基準により特別区ごとの需要額と収入額の計算を行い、不足分を交付します。

(注3) 都区協議会：地方自治法の規定に基づき、「都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため」都と特別区が共同で設ける必置機関（自治法第282条の2）。都知事が特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないとされている。

5 交付金の総額

交付金の総額は、都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と、法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金の合算額に条例で定める一定割合を乗じた額です。

この一定割合を配分割合と言ひ、令和7年度から56%となっています^(注4)。

配分割合は、都区間の事務配分に応じて定められるものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとされています。

なお、現在都が処理している事務のうち基礎自治体の財源で処理すべき範囲が明確にされていないため、都区間の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の整理が以前から課題とされています。

$$\begin{aligned} \text{交付金の総額} &= (\text{固定資産税} + \text{市町村村民税法人分} + \text{特別土地保有税} \\ &+ \text{法人事業税交付対象額} + \text{固定資産税減収補填特別交付金}) \times \text{一定割合(配分割合)} (56\%) \end{aligned}$$

(注4) 配分割合の推移 平成12年度 44%から52%へ、平成19年度 55%、令和2年度 55.1%、令和7年度 56%

6 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類があります。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の94を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の6を乗じて得た額^(注5)に相当する額です。

(1) 普通交付金

基準財政需要額^(注6)が、基準財政収入額^(注7)を超える区に対し交付されます。

(2) 特別交付金

普通交付金の算定期日^(注8)後に生じた災害等により特別の財政需要があるなどの事情がある区に対して、当該区の申請に基づき年2回に分けて交付されます。

(注5) 普通交付金と特別交付金の割合は、令和7年度から変更されたもの。

(注6) 基準財政需要額：各特別区が標準の水準で行政を行う場合に必要経費のうち一般財源で賄うべき額を一定の基準により算定したものをいう。

(注7) 基準財政収入額：各特別区の一般財源収入額を一定の基準で算定したものをいう。

(注8) 普通交付金の算定期日：毎年度4月1日現在により、算定する。

7 普通交付金の算定

(1) 算定の考え方

各特別区に交付される普通交付金の額は、交付金の総額の範囲内で、地方交付税に準じた方法で算定されます。

(2) 算定方法

各区に交付されるべき普通交付金の額は、各区ごとに算定された財源不足額であり、次の式で表されます。

$$\text{財源不足額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

(3) 基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出金等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するものです。

具体的には、特別区の平均的な規模である 35 万人規模の団体を想定し(これを「標準区」といいます。)、そこでどのような経費が標準的に必要となるかを設定し、これをもとに、人口規模等に応じて増減させることにより、各特別区の必要額を積算する手法がとられています。

これは、算定を合理的に行うとともに、各特別区の自主的な財政運営に支障が生じないよう、できる限り自動的、客観的な方法で算定しようとするものです。

ア 経費の種類

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費に分かれ、さらに民生費や土木費等の各費目に区分されています。

経常的経費には、議会総務費、民生費、衛生費、清掃費、経済労働費、土木費、教育費、その他諸費の 8 費目、投資的経費には、その他諸費を除く 7 費目があります。

イ 算定方法

具体的な算定は、費目ごとに次の式によって積算した額を合計して求められます。

$$\text{単位費用}^{(注9)} \times \text{測定単位}^{(注10)} \times \text{補正係数}^{(注11)}$$

(注9) 単位費用：標準区(特別区の標準的な人口規模である 35 万人の団体を想定したもの)における費目ごとの測定単位あたりの一般財源所要額(測定単位が人口であれば、一人当たりの必要経費となる)。

(注10) 測定単位：費目ごとに、最も関連すると思われる指標として設定したもの(人口、道路面積、児童数等)。

(注11) 補正係数：実際の必要経費は、単純に測定単位の大きさに正比例して増減するものではないため、団体の規模に正比例しない経費について、実際の所要額とかけ離れた算定にならないよう、測定単位の数値を補正する係数。

(4) 基準財政収入額の算定

基準財政収入額は、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を見込むものです。

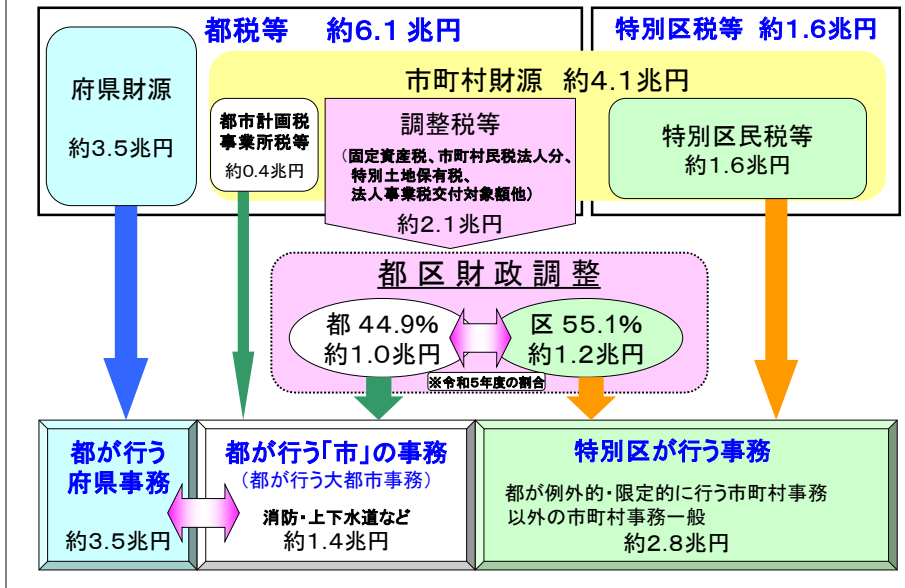
このうち、地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分以外は、見込額の 85%分を基準財政収入額として算定し、15%分は、各特別区が基準財政需要額に相当する経費以外の財源に使えるようにしています。

特別区全体の見込額をもとに、税目等ごとの過去 3 ヶ年の構成比等により各特別区の額が算定されます。

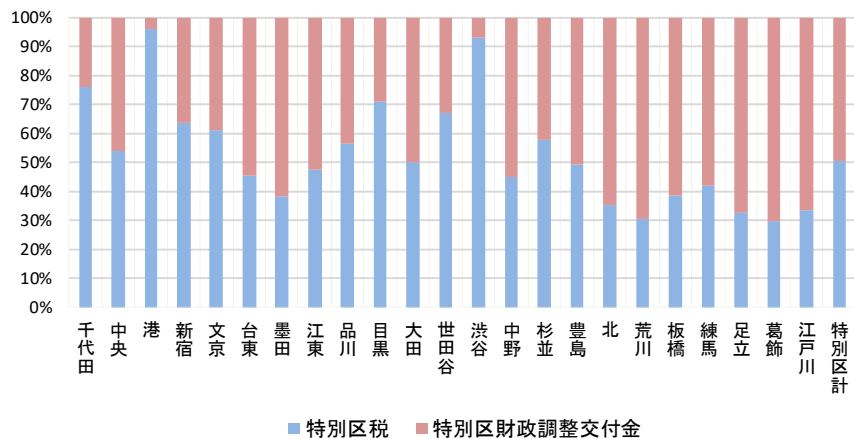
$$\text{基準財政収入額} = (\text{標準的な地方税収入見込額} \times 85\%)$$

$$+ \text{地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分の見込額}$$

都区間の財源配分の状況(令和5年度決算)



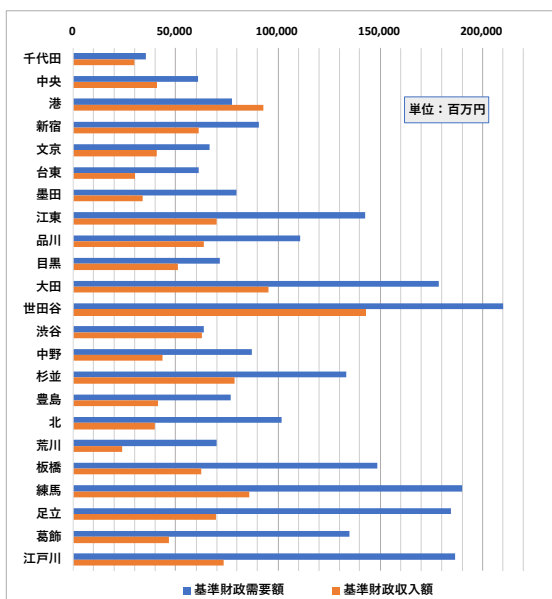
(参考) 区税と財調交付金の割合(令和5年度決算)



普通交付金区別算定額 (令和6年度再調整後)

単位: 百万円 (Unit: 100,000 yen)

	基準財政需要額	基準財政収入額	普通交付金
千代田	35,383	29,893	5,490
中央	60,848	40,907	19,941
港	77,614	92,966	0
新宿	90,593	61,069	29,524
文京	66,611	40,931	25,679
台東	61,318	30,203	31,115
墨田	79,769	34,001	45,769
江東	142,446	69,906	72,540
品川	110,826	63,847	46,979
目黒	71,471	51,272	20,199
大田	178,773	95,474	83,299
世田谷	210,162	142,909	67,253
渋谷	63,711	62,678	1,032
中野	87,227	43,704	43,523
杉並	133,338	78,715	54,624
豊島	76,901	41,432	35,468
北	101,630	39,938	61,692
荒川	70,077	23,929	46,148
板橋	148,539	62,479	86,060
練馬	189,832	85,900	103,932
足立	184,493	69,691	114,802
葛飾	134,831	46,813	88,018
江戸川	186,420	73,540	112,880
計	2,562,810	1,382,196	1,195,966



都区財政調整の配分割合に関する地方自治法、施行令の関連規定

※地方交付税の財源保障は、都と特別区を合算して算定（地方交付税法第21条）⇒都と特別区個々については都区財政調整で対応

<地方自治法>

（都と特別区との役割分担の原則）

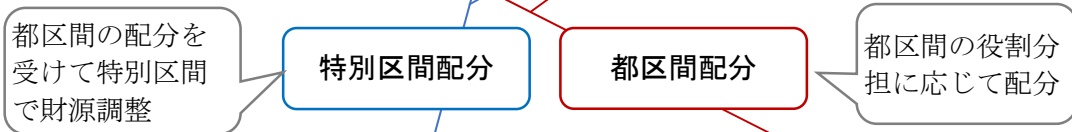
第281条の2 **都は**、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第3項において**市町村が処理するものとされている事務のうち**、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて**都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理**するものとする。

2 **特別区は**、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて**都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理**するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

（特別区財政調整交付金）

第282条 都は、**都及び特別区**並びに**特別区相互間**の**財源の均衡化**を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、**特別区財政調整交付金を交付**するものとする。



2 前項の特別区財政調整交付金とは、（中略：**調整三税等**）の**合算額に条例で定める割合を乗じて得た額**で**特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金**をいう。

<地方自治法施行令>

第210条の12

2 **各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額**（以下この項において「**財源不足額**」という。）とする。

基準的な需要と収入を測定して財源不足分を交付し、特別区間の財源を均衡化

第210条の14 **普通交付金の総額**が引き続き**財源不足額**合算額と著しく異なることとなる場合には、地方自治法第282条第2項に規定する**条例で定める割合の変更**を行うものとする。

役割分担に応じた財源配分（の変更）が行われていれば、著しく異なる結果は生じない

（参考）都区制度改革に関する自治法改正時（平成10年）の自治省作成資料

大都市としての一体性・均質性の確保の観点から都に留保される事務については本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものであるため、そのための都と区間の財源配分を適切に行う必要がある。（都と特別区の財源配分機能）

（参考）国会答弁（H10.4.7衆議院地方行政委員会での自治省財政局長答弁）

- ・「あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということ」
- ・「今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていく」

都区財政調整制度の全体像

